平成２３年（フ）第２８４２号
福岡市中央区輝国２丁目１番17号
債務者　串揚げてしまこと　手島好一郎
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５６号
福岡県大野城市大城２丁目２番１号
債務者　堀　　隆廣
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７０号
福岡市早良区室見１丁目20番15―301号
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８５号
福岡市東区多の津５丁目16番27―312号
債務者　海老塚千明
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４号
福岡市早良区四箇田団地17番508号
債務者　山田　圭佑
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県朝倉市杷木若市2372番地１
債務者　谷口　直行
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県太宰府市宰府５丁目７番７―101号
債務者　上別府　誠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県太宰府市青山２丁目24番２号ガーデン青山ⅡＢ館101号
債務者　田上　治美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６号
福岡県春日市須玖北９丁目108番地大豊荘７号
債務者　木原　志郎
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９号
福岡市博多区竹下４丁目17番23号
債務者　小圷　秀憲
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡市西区大字飯氏812番地３
債務者　村居　一馬
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３号
福岡市南区大楠３丁目６番７－１号
債務者　小林　浩和
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７号
福岡市早良区小田部７丁目17番７―105号
債務者　田中　宣江
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４号
福岡市東区御島崎２丁目３－３メゾンドオセアン311
債務者　久保　雅史
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８号
福岡市西区今宿町674番地１
債務者　前田絵梨香
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３号
福岡市城南区東油山１丁目１番２号
債務者　樽井　　正
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１号
福岡市西区今宿東１丁目16番６―403号
債務者　大庭　依子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９０号
福岡市博多区対馬小路11番３―506号
債務者　内林あや子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部